



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造 外1名



5

原告第3準備書面

令和4年6月14日

10 神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 津 久 井



15

原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典



原告ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐



20

原告ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊



原告ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍



原告らは、本書面において、令和4年4月28日付け被告第1準備書面の求釈
25 明に回答ないし反論する。

※本準備書面及び本日付取下書によって、従前の請求の趣旨第1項等を取り下げることになる。そのため、従前の請求の趣旨に付した番号がひとつずつ繰り上がることとなるが(例:従前の請求の趣旨第2項→取下書による訴えの一部取下げ後の請求の趣旨第1項)、本書面においては、混乱を回避するため、各請求の趣旨について、従前の請求の趣旨の項目番号どおり表記することとする。

第1 被告第1準備書面「第1 請求についての意見」に対する回答及び反論

10 1 請求の趣旨第1項について

請求の趣旨第1項の対象であった桜木町2丁目歩道設置工事請負契約に基づく請負代金については、原告らが行った情報開示請求により、上記請負代金が既に支払われたことを確認した(甲A45、A46)

よって、原告らは、本書面と同日付の取下書記載のとおり、請求の趣旨第15 1項を取り下げる。

2 請求の趣旨第2項について

(1) 差止請求の対象となる財務会計上の行為の範囲及び特定について

ア 差止請求の対象となる財務会計上の行為の範囲

20 請求の趣旨第2項における差止請求の対象となる財務会計上の行為の範囲について、①差止請求の対象となる契約の範囲、及び、②当該契約について差止めを求める財務会計上の行為の種類についてそれぞれ述べる。

25 (ア) まず、請求の趣旨第2項の差止請求の対象となる契約は、請求の趣旨記載のとおり、都市計画道路須磨多聞線(西須磨)整備事業にかかる山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置のための工事請負契約全

般である。

これは、令和3年2月5日付け橋梁下部工新設工事（その1）請負契約（甲A60）並びに同契約の同年5月20日及び同年11月1日付け各増額契約も含むものであるが（甲A69、A74）、これに限らず都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業にかかる橋梁下部工新設工事すべてを差止請求の対象としている（※「橋梁下部工新設工事（その1）」という名称からして、少なくとも橋梁下部工新設工事（その2）が予定されていることは明らかである。）。

(イ) 次に、地方自治体が行う契約については、①首長による契約締結という支出負担行為（地方自治法232条の3）、②首長による（請負代金の）支出命令（地方自治法232条の4第1項）、③財務会計担当者による支出行為（地方自治法232条の4第2項）という3段階の財務会計上の行為が行われるところ、請求の趣旨第2項において、「被告ら」に対し、「請負代金を支出してはならない」としたのは、都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業にかかる山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置工事請負契約に基づく請負代金について、被告神戸市長久元喜造による支出命令及び被告建設局道路工務課課長の支出行為というふたつの財務会計上の行為の差止めを求めるものであった。

なお、後述とおり、請求の趣旨第2項のうち被告建設局道路工務課課長に対する請求の部分は、本書面と同日付の取下書にて取り下げる。

イ 差止請求の対象の特定に不足がないこと

請求の趣旨第2項における差止請求となる範囲は上記のとおりであり、これは請求の趣旨第2項の文言のとおりである。

したがって、同項における差止請求は、後述する平成5年判決の判断

基準に照らしても、地方自治法242条の2第1項1号に基づく差止請求として何らその対象の特定に欠けるところはない。

5 (2) 被告は、訴えの変更申立書において請求の趣旨第3項の損害賠償の義務付けにかかる損害賠償請求額を増額させたのは、請求の趣旨第2項において差し止めを求めていた、橋梁下部工新設工事(その1)請負契約の請負代金の支払いの差し止めを求める地方自治法242条の2第1項1号の請求を同4号の請求に変更したものであるかどうかについて釈明を求めている。

10 この点について、請求の趣旨第2項において差し止めを求めているのは、被告神戸市長久元喜造による都市計画道路須磨多聞線(西須磨)整備事業にかかる山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置工事請負契約に基づく請負代金にかかる支出命令である一方、訴えの変更申立書において原告らが請求の趣旨第3項にて義務付けを求める損害賠償請求額を増額したのは、被告神戸市長久元喜造による令和3年2月5日付け橋梁下部工
15 新設工事(その1)請負契約の契約締結という支出負担行為を訴訟物として地方自治法242条の2第2項4号の請求を追加したものであって、両者は別の財務会計上の行為である。

したがって、訴えの変更申立書における訴えの追加的変更によって、請求の趣旨第2項の地方自治法242条の2第1項1号の請求を同4号の
20 請求に変更したものではない。

(3) 小括

以上のおり、原告らが請求の趣旨第2項で求める請求の内容は、令和3年2月5日付け橋梁下部工新設工事(その1)請負契約並びに同契約の同年5月20日及び同年11月1日付け各増額契約を含む、都市計画道路
25 須磨多聞線(西須磨)整備事業にかかる山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置のための工事請負契約全般の請負代金にかかる神戸市長久元喜造

の支出命令である。

3 被告建設局道路工務課課長に対する請求について

原告らは、本書面と同日付の取下書記載のとおり、請求の趣旨第1項全部と請求の趣旨第2項のうち被告建設局道路工務課課長に対する請求の部分を取り下げる。

したがって、被告建設局道路工務課課長に対する請求はすべて取り下げる。

10 4 請求の趣旨第3項について

請求の趣旨第3項の損害賠償請求の義務付けの対象となる財務会計上の行為については、令和4年2月15日付け訴えの変更申立書第2の1（同書面6頁目14行目以下）にて明記したとおりであり、被告第1準備書面4頁の指摘のとおりである。

15 整理のため、訴えの変更申立後である現時点での損害賠償請求の義務付けの対象となる財務会計上の行為を列記すると以下のとおりである。

	行為日	主体	契約	財務会計上の行為	損害額
1	令和2年1月23日	神戸市長	須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務委託契約	完成払の支出命令	¥101,450,000
2	令和2年1月22日	神戸市長	桜木町2丁目歩道設置工事契約 (増額契約を含まない。以下同じ。)	契約の締結	¥50,090,700
3	令和3年2月5日	神戸市長	須磨多聞線(西須磨)橋梁下部新設工事(その1)契約	契約の締結	¥159,940,000
				合計額	¥311,480,700

これらの財務会計上の行為の違法事由については後述する。

5 なお、被告は、請求の趣旨第3項にて損害賠償請求の義務付けを求めている財務会計上の行為に支出負担行為と支払命令が含まれている理由の有無について釈明を求めているが、原告らは須磨多聞線（西須磨）道路検討及び詳細設計業務委託契約の完成払の支出命令手続固有の違法性を主張するものではない。

いずれの財務会計上の行為についても、本件変更決定から承継した違法性を主張するものである。

5 請求の趣旨第4項について

10 (1) 被告の主張

被告は、請求の趣旨第4項について、差止請求の対象となる財務会計上の行為が特定されていないと主張する。

(2) 平成5年判決の判断基準

15 しかし、地方自治法242条の2第1項1号に基づく差止請求に要求される差止めの対象となる財務会計上の行為の特定の程度については、最三小判平成5年9月7日（民集47巻7号4755頁／以下「平成5年判決」という。）が以下のとおり判示している。

20 「地方自治法二四二条の二第一項一号の規定による住民訴訟の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法二四二条一項所定の財務会計上の違法な行為を予防するため、一定の要件の下に、住民に対し当該行為の全部又は一部の事前の差止めを裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。このような事前の差止請求において、複数の行為を包括的にとらえて差止請求の対象とする場合、その一つ一つの行為を他の行為と区別して
25 特定し認識することができるように個別、具体的に摘示することまでが常に必要とされるものではない。この場合においては、差止請求の対象と

なる行為とそうでない行為とが識別できる程度に特定されていることが
必要であることはいうまでもないが、事前の差止請求にあつては、当該行
為の適否の判断のほか、さらに、当該行為が行われることが相当の確実さ
をもって予測されるか否かの点及び当該行為により当該普通地方公共団
5 体に回復の困難な損害を生ずるおそれがあるか否かの点に対する判断が
必要となることからすれば、これらの点について判断することが可能な
程度に、その対象となる行為の範囲等が特定されていることが必要であ
り、かつ、これをもって足りるものというべきである。このような観点か
らすると、例えば、特定の工事の完成に向けて行われる一連の財務会計上
10 の行為についてその差止めを求めるような場合には、通常は、右工事自体
を特定することにより、差止請求の対象となる行為の範囲を識別するこ
とができ、また、右特定の工事自体が違法であることを当該行為の違法事
由としているときは、当該行為を全体として一体とみてその適否等を判
15 断することができるというべきであるから、右工事にかかわる個々の行
為の一つ一つを個別、具体的に摘示しなくても、差止請求の対象は特定さ
れていることになるものというべきである。」（下線部は原告らによる。）

(3) 本訴の差止請求の対象が特定されていること

以上の基準によれば、請求の趣旨第2項及び第4項は、いずれも、須磨
都市計画整備事業の完成に向けて行われる一連の財務会計上の行為につ
いてその差止めを行うものであるところ、都市計画事業が具体的に特定
20 されているから、差止請求の対象となる行為の範囲を識別することがで
き、また、後述のとおり、原告らは本件事業自体が違法であることを当該
行為の違法事由としているために当該行為を全体として一体とみてその
適否を判断することができる。

したがって、本件事業にかかわる個々の行為の一つひとつを個別、具体
25 的に摘示しなくても、差止請求の対象は特定されている。

第2 請求の原因について

1 差止請求について

5 (1) 前記第1の1及び2記載のとおり、原告らは、請求の趣旨第1項を取
下げ、同第2項を維持する。

(2) 違法性の承継について

ア 先行する原因行為である本件変更決定の違法性を承継した違法な財
務会計上の行為は、以下の各債務負担行為である。

10 ①被告神戸市長久元喜造による令和2年1月22日付け桜木町2丁目
歩道設置工事契約の締結（請負代金¥50,090,700、請求の趣旨3項）

②被告神戸市長久元喜造による令和3年2月5日付け須磨多聞線（西
須磨）橋梁下部新設工事（その1）契約の締結（請負代金¥159,940,000、
請求の趣旨3項）

15 ③被告神戸市長久元喜造による都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備
事業に関する契約の締結全般（請求の趣旨4項）

イ また、以上の債務負担行為のほか、被告神戸市長久元喜造による令和
2年1月16日付け須磨多聞線（西須磨）道路検討及び詳細設計業務委
託契約に基づく完成払101,450,000円の支出命令も違法な財
20 務会計上の行為であるとして、原告は被告神戸市長久元喜造に対して、
損害賠償請求の義務付けを求めているが（請求の趣旨3項）、この財務
会計上の違法性は以下のとおりに基礎付けられる。

すなわち、本件変更決定の違法性は、神戸市長久元喜造による①平成
30年10月29日付け須磨多聞線（西須磨）道路検討及び詳細設計業
25 務契約（委託料116,640,000円）の締結及び②令和元年12月
24日付け上記契約の増額契約（19,800,000円の増額）の締結

というふたつの契約締結行為は、本件変更決定の違法性を承継するため、違法な契約締結行為である。

さらに、被告神戸市長久元喜造による上記契約の完成払101,450,000円の支出命令は、上記ふたつの契約締結行為という先行する原因行為を締結するから、やはり違法な財務会計上の行為となる。

ウ これと同様に、被告神戸市長久元喜造による都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業にかかる山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置のための工事請負契約に基づく請負代金の支払全般（請求の趣旨2項）も、本件変更決定の違法性を承継した上記契約の締結の違法性を承継するものであるから、違法な財務会計上の行為である。

(3) 上述のとおり、訴えの変更申立書にて追加した請求の趣旨4項の差止請求も、請求の趣旨2項及び3項と同様に本件変更決定の違法性を承継するものであるから、違法な財務会計上の行為である。

なお、請求の趣旨4項の差止請求によっても請求の特定に足りることは前述のとおりである。

2 損害賠償の義務付け請求について

被告の指摘のとおり、損害賠償の義務付け請求（請求の趣旨3項）についても、差止請求と同様に、本件変更決定に都市計画法13条1項、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法がある。

3 なお、原告らが主張する都市計画法13条1項違反は訴状30頁以下にて主張したとおりであり、「具体的に都市計画基準のどの点に違反しているのか定かではない」（被告第1準備書面9頁）との趣旨が読み取れないため、いかなる点を求釈明しているのか明確にされたい。

以上